

自主防災組織活動 ガイドライン

— 安全・安心なまちづくりのために —



大泉町 安全安心課

令和 2 年 8 月

【第 2 版：令和 6 年 3 月改訂】

目 次

自主防災組織活動ガイドラインの目的	-----	1
1 自主防災組織とは	-----	2
1 自主防災組織の必要性	-----	2
2 自主防災組織の役割	-----	3
2 平常時の防災活動	-----	5
1 防災知識の普及・啓発	-----	5
2 地域の現状把握	-----	6
3 防災資機材などの整備	-----	7
4 避難行動要支援者の支援	-----	8
5 防災訓練の実施	-----	9
3 災害時の活動	-----	1 1
1 風水害時の活動	-----	1 1
2 地震時の活動	-----	1 8
4 避難行動	-----	2 2
1 感染症について	-----	2 2
2 避難について	-----	2 3
5 活動事例紹介	-----	2 4
6 資料編	-----	2 7
1 避難所一覧	-----	2 7
2 町からの情報伝達手段	-----	2 8
3 連絡先一覧	-----	3 0
4 家庭での非常時用備蓄品の準備	-----	3 1

自主防災組織活動ガイドラインの目的

- ・東日本大震災や熊本地震などの大規模災害では、建物倒壊・津波などによって、多くの人的被害を出し、液状化現象、地盤沈下、電気・水道・ガスなどのライフラインの停止、道路の寸断など、多方面において、さまざまな被害が発生しました。
- ・こうした大規模災害の発生直後には、役所、消防、警察などの防災関係機関が行える活動には限界があるため、住民の方々の助け合いなしには、さまざまにおこる被害を乗り越えることはできません。
- ・過去の災害時には、住民の安否確認、行方不明者の搜索、避難所の運営及び炊き出しなどが、地域の方々の手によって行われましたが、災害が大きくなればなるほど、地域の助け合いがより重要になってきます。
- ・本ガイドラインは、自主防災組織の基本的な活動内容などについてまとめたものです。各自主防災組織の地域の実情に合わせて、地域における自主防災活動を充実させるための参考としていただければ幸いです。



1 自主防災組織とは

1 自主防災組織の必要性

・大規模災害が発生した直後には、ライフラインの停止、道路の寸断などにより、防災関係機関の活動が制約されることが予想されます。

・防災対策は、「自助・共助・公助」^{※1} の連携が必要とされていますが、阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められて、救出された方のうち、**約9割が自力で脱出などの「自助」と隣近所の人などに救出された「共助」となっております。**

・また、「公助」による救出は数%に過ぎなかったともいわれており、地域における自主防災活動の大切さが改めて認識されました。

・このように、大規模災害が発生した際には、日々、顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、互いに協力し、励まし合いながら組織的に防災活動に取り組むことで被害は最小限に抑えることができると言われておりますので、日頃からの住民同士の結びつきが大切となります。

※1

自分の身を自分の
努力によって守る

自助

共助

地域や近隣の人が
互いに協力し合う

地域の防災力

災害時の
被害を抑える

公助

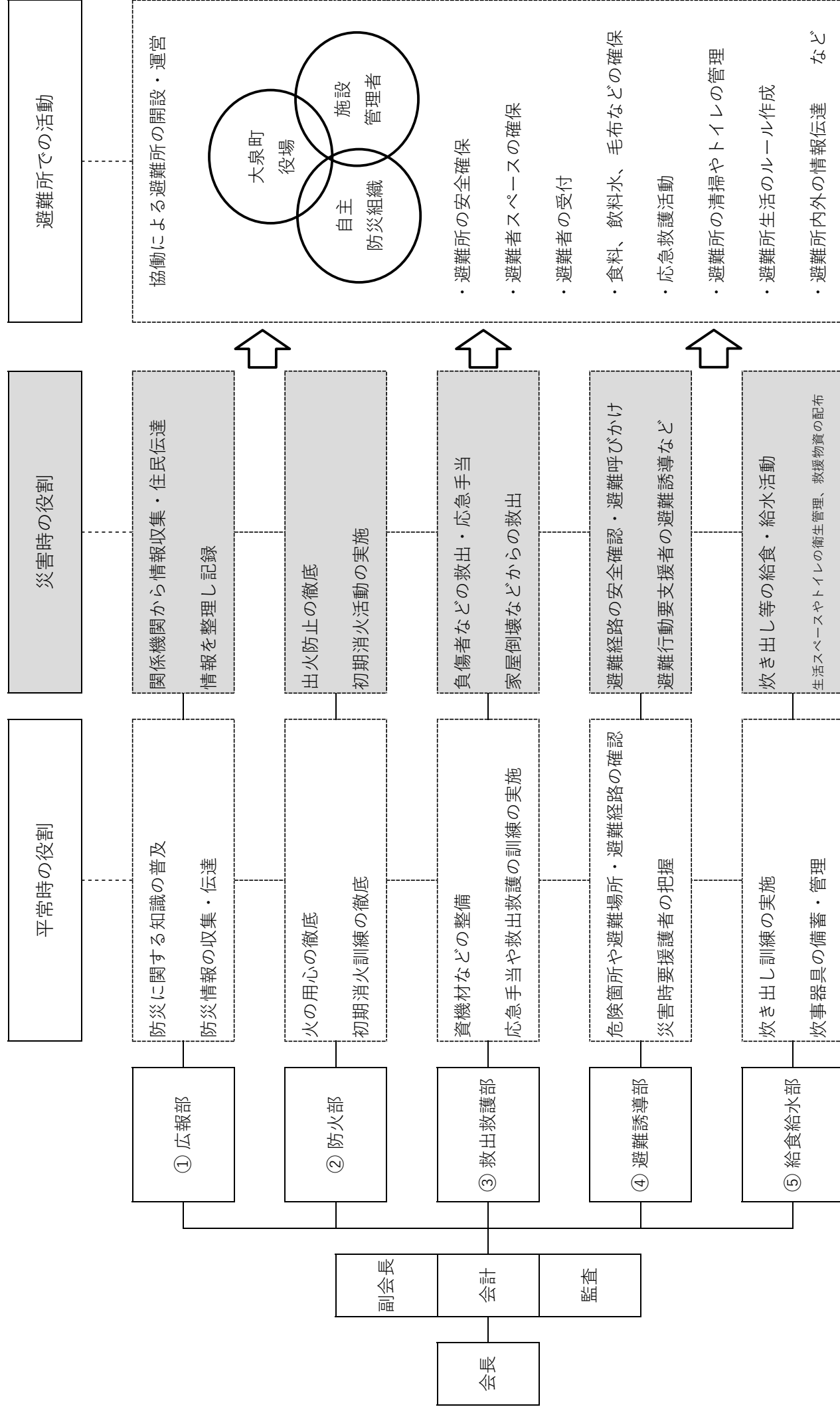
国、都道府県、市町村等の行政、
消防機関による救助・援助等

2 自主防災組織の役割

災害に備えて役割を分担しましょう

- ・ 災害時には、隣近所や町内の班など、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切です。自主防災組織は隣近所や班などを取りまとめ、地域住民が一体となって平常時の防災活動や災害時の助け合いに取り組む組織です。
- ・ 日頃からの災害への備えに加え、特に災害発生直後にはさまざまな活動が必要となります。
- ・ 地域を守るため自主防災組織には**①広報部・②防火部・③救出救護部・④避難誘導部・⑤給食給水部**の5つの役割（4ページ参照）があります。
- ・ 自主防災組織では、地域の力を発揮できるよう活動内容や役割分担に応じた活動班を編成しましょう。また、それぞれの活動班で皆さんが積極的に自主防災活動に参加できるような仕組みを話し合う必要があります。





※状況に応じて、各部が協力し活動します

2 平常時の防災活動

1 防災知識の普及・啓発

・地域の防災体制を確立するためには、住民一人ひとりの**防災意識を高めること**が重要です。そのためには、住民の方に最も身近な自主防災組織があらゆる機会に普及・啓発活動を行うことが最も有効的です。

・住民の方に普及・啓発するべき防災知識としては、主に下記のようになります。

防災知識の普及・啓発のポイント

- 家庭での防災対策（自助）が大切であることを理解してもらう
- 自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう
- 自治会の集まりや訓練・講習時など、さまざまな機会を利用し、継続的な知識の普及活動に努める

・防災知識の普及・啓発について、ご不明な点がございましたら、**安全安心課 危機管理係**までお問合せください。

2 地域の現状把握

・地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。そのため、主に下記のような視点から、地域の危険箇所について把握することは、とても有効です。

地域の危険箇所把握の視点

- 「大泉町総合防災マップ」を活用し、危険箇所を把握する
- 地域の災害履歴や災害に関する伝承などを生かし、予防・応急活動を行う
- 自治会の集まりや訓練・講習時など、さまざまな機会を利用し、継続的な知識の普及活動に努める



3 防災資機材などの整備

- ・災害時に備え、自主防災組織では、次のような防災資機材を備えておく心安心です。各家庭や事業所などで活用できるものを持ち寄るなど工夫して備えることも有効となります。
- ・また、防災資機材の定期的な試運転や訓練を通じて、防災資機材の使用方法的確認も必要となります。
- ・町では防災訓練実施事業、防災資機材などの設備購入事業などにつきまして、一会計年度当たり**30,000円の助成**を行っております。

目的	防災資機材
情報伝達用	ラジオ、拡声器、メガホン など
避難誘導用	赤色灯（誘導灯）、懐中電灯、リヤカー など
救出用	のこぎり、バール、ハンマー、スコップ など
救護用	救急箱、担架 など
給食・給水用	アルファ米、飲料水、鍋・釜 など
初期消火用	バケツ、消火器 など
その他	投光器、発電機、ブルーシート、コードリールなど

4 避難行動要支援者の支援

- ・町では、**避難行動要支援者名簿** ^{※1} を作成し、自主防災組織や民生委員に本名簿を配布しております。自主防災組織におきましては、この名簿を活用し、避難行動要支援者の避難支援を行ってください。
- ・また、スムーズな避難行動要支援者の避難のため、避難行動要支援者個別計画 ^{※2} の整備をお願いします。
- ・風水害時の避難行動要支援者の**避難支援のタイミングは町が発表する避難情報**を基本としますが、避難情報が発表される前に道路が冠水する場合などもあるため、周囲の状況などを十分把握し、**避難情報を待たずに避難支援を行うことも検討**してください。
- ・寝たきりで介護が必要な災害時要配慮者は、悪天時、屋外を移動させること自体が体調を悪化させる原因となる場合があります。このことを踏まえ、一律に避難所への避難（水平避難）を優先させるのではなく、**状況に応じ自宅の2階以上への避難（垂直避難）や親戚・友人の家などへの避難を選択肢**とすることも必要となります。

※1 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿に掲載されている方は災害発生時など自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる人です。

対象者は、**在宅で生活している人**で、以下の条件の人としています。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている人
- (3) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- (4) その他、災害時に支援が必要な人

※2 避難行動要支援者個別計画

避難行動要支援者名簿に記載されている方で災害発生時にどのような避難行動をとればいいのかについて、一人一人の状況に合わせて作成する計画です。

5 防災訓練の実施

1 防災訓練の目的

- ・災害が発生した時に被害を少なくするためには、落ち着いて適切な行動をとることが重要となります。そのためにも災害への対処の仕方を事前に決めておき、適切に行動できるよう、防災訓練を繰り返し行うことが重要となります。
- ・防災訓練を積み重ね、日頃から災害への備えをしておきましょう。

2 防災訓練の実施方法

①訓練内容の決定

- ・訓練内容、実施日時、訓練会場を決定します。訓練内容にはさまざまなメニューがありますので、地域で検討し、訓練内容を決定してください。また、救出救護については、定期的に救急救命講習を受講し、応急手当の方法などを確認してください。
- ・訓練内容などについて、ご不明な点がございましたら、安全安心課危機管理係へご相談ください。

②訓練参加の呼びかけ

- ・できるだけ多くの人々が各種訓練に参加できるようにする必要があります。防災訓練に参加するということは、自主防災組織

の活動を理解してもらうとともに各種資機材の使用方法を覚えてもらう良いチャンスです。地域の特性に合わせ、防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも地域の皆さんが参加しやすくするための工夫が必要です。

3 防災訓練に対する助成制度（再掲：7 ページ）

- ・ 町では防災訓練実施事業、防災資機材などの設備購入事業などにつきまして、一会計年度当たり30,000円の助成を行っております。

■補助金額

- ・ 防災資機材等購入：一会計年度当たり30,000円
- ・ 宿泊体験型防災訓練：一会計年度当たり50,000円

※30,000円（防災資機材等購入）と50,000円（宿泊体験型防災訓練）をそれぞれ一会計年度内に申請することが可能です。



3 災害時の活動

・災害時に自主防災組織が取り組む防災活動は、発生する災害の内容などにより異なります。ここでは**風水害時**および**地震時**の活動を紹介します。なお、災害時の自主防災組織の活動は、自身、家族の安全確保を前提として行い、その後に自主防災組織活動を行ってください。

1 風水害時の活動

・風水害は、突発的なゲリラ豪雨などを別にして、事前に気象台などから情報が入るとともに、自らもテレビやインターネットで各地の降雨量などを入手することができるので、**地震災害と比べ十分な事前準備が可能**となります。

・町から発する洪水に係る避難情報（**警戒レベル3：高齢者等避難、警戒レベル4：避難指示、警戒レベル5：緊急安全確保**）※¹が発令された時は、防災行政無線、安全・安心メール、町ホームページ、町公式LINE、緊急速報メール（ドコモ・au・ソフトバンク・楽天モバイル）、広報車（町、消防署、消防団）などで情報伝達を行います（28・29ページ参照）。

・また、避難情報発令地域の自主防災組織の会長へ町から電話連絡もします。避難情報は国・県の直轄河川の堤防決壊を想定や河川の水位の上昇度合いによって段階的にその危険度を通知するもので、内水氾濫を考慮したものではありません。



・今回、風水害時の自主防災組織の活動を大きく3つに分けて、**ステップ1からステップ3まで設定**しました。まずは、ステップ1の活動が実施できるような体制を築いてください。ステップ1の活動を既に実施できる自主防災組織はステップ2、ステップ3の活動ができるように順次、体制強化をお願いします。

	活動内容（概要）				詳細 説明	達成 難度
	自主防災組織役員（自治会役員） を 中心に 避難行動要支援者名簿に 掲載されている方の避難支援を行う	自主防災組織役員（自治会役員） を 中心に 自主防災組織で把握 している災害時に支援が必要と考えられている方（避難行動要支援者 名簿に掲載されていない方）の避難支援を行う	4 役（会長 副会長 会計 監査）・広報部・防火部・救出救護部・ 避難誘導部・給食給水部の役割により防災活動を行う	避難所運営を町・施設管理者・自主防災組織が協働して行う		
ステップ 1	●			●	14 ページ	低 ↓ 高
ステップ 2	●	●		●	15 ページ	
ステップ 3	●	●	●	●	16 ページ ～ 17 ページ	

■ステップ1

①自主防災組織役員（自治会役員）を中心に**避難行動要支援者名簿**に掲載されている方の避難支援を行う

- ・まずは、ステップ1として、避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援を行います。
- ・**避難支援のタイミングは町が発表する避難情報を基本**とします。
- ・しかし、風水害（ゲリラ豪雨は除く）は事前に気象台などから情報が入るとともに、自らもテレビやインターネットで各地の降雨量などの情報を入手することができ、**地震災害と比べ十分な事前準備が可能**となるため、**状況に応じて、自主防災組織役員（自治会役員）は、町が発表する避難情報を待たずに、避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援の開始**をお願いいたします。また、寝たきりで介護が必要な避難行動要配慮者は、悪天時、屋外を移動させること自体が体調を悪化させる原因となる場合があります。
- ・この場合には、一律に避難所への避難（水平避難）を考えるのではなく、**状況に応じ自宅の2階への避難（垂直避難）**や親戚・友人の家などへの避難も選択肢の一つとなります。
- ・避難所開設後は、町・施設管理者・自主防災組織が協働して避難所運営を行います。

■ステップ2

- ①自主防災組織役員（自治会役員）を中心に**避難行動要支援者名簿**に掲載されている方の避難支援を行う
- ②自主防災組織役員（自治会役員）を中心に自主防災組織で把握している**災害時に支援が必要と考えられている方**（避難行動要支援者名簿に掲載されていない方）の避難支援を行う

・ステップ1と同様に避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援及び自主防災組織で把握している災害時に支援が必要と考えられている方（避難行動要支援者名簿に掲載されていない方）の避難支援を行います。

・避難所開設後は、町・施設管理者・自主防災組織が協働して避難所運営を行います。

■ステップ3

① 4 役（ 会長 副会長 会計 監査 ） 、 広報部、防火部
救出救護部、避難誘導部、給食給水部の役割により防
災活動を行う

ア) 気象情報や避難情報などを収集する

イ) 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に避難行動
要支援者名簿に掲載されている方の避難支援を行う

ウ) 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に自主防災
組織で把握している災害時に支援が必要と考えられ
ている方（避難行動要支援者名簿に掲載されてはい
ない方）の避難支援を行う

エ) 自主防災組織役員（自治会役員）を中心に町からの
避難情報等を住民に伝える

○災害発生前

情報収集	広報部 (防火部)	気象情報や避難情報などを収集する。
------	--------------	-------------------



避難誘導		町が避難情報（ 警戒レベル3：高齢者等避難 ）発令する。 ・発令時は、防災行政無線、安全・安心メールなどにより町から伝達する（28・29ページ参照）。 また、 発令地域の自主防災組織の会長へ町から連絡 する。
	避難誘導部	・自主防災組織役員（自治会役員）を中心に避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援を行う
	広報部 (防火部)	・自主防災組織役員（自治会役員）を中心に自主防災組織で把握している災害時に支援が必要と考えられている方（避難行動要支援者名簿に掲載されていない方）の避難支援を行う
	(救出救護部) (給食給水部)	----- 町が避難情報（ 警戒レベル4：避難指示 ）発令する。 ・発令時は、防災行政無線、安全・安心メールなどにより町から伝達する（28・29ページ参照）。 また、 発令地域の自主防災組織の会長へ町から連絡 する。 ・自主防災組織役員（自治会役員）を中心に町からの避難情報等を住民に伝える

※避難誘導のタイミングは町からの避難情報が目安となりますが、避難情報（警戒レベル3、警戒レベル4）が発令される前に道路が冠水する場合などもあるため、**周囲の状況などの状況を確認し、避難情報を待たずに避難支援を行うことも地域によっては必要**となります。



○災害発生後（避難所開設後）

避難所運営	広報部 防火部 救出救護部 避難誘導部	避難所の運営は町、自主防災組織、施設管理者が協働で運営します。
給食給水 生活支援	給食給水部	避難所での食糧や飲料水などの救援物資の配布を行うほか、炊き出しを行う。 生活スペースやトイレの衛生管理などを行う。

2 地震時の活動

・地震時は、まず、自身・家族の安全確保を前提とし、その後に隣近所の安否確認を行い、状況により、初期消火・救出救護等を行うことになります。

	活動内容（概要）				詳細 説明	達成 難度
	住民が隣近所の安否確認を行う 状況により初期消火・救出救護などを行う（隣近所で初期 消火・救出救護などを行えるように日頃から周知をする）	自主防災組織役員（自治会役員）を中心に地域全体で 情報収集・初期消火・救出救護・避難誘導を行う	救出救護部・避難誘導部・給食給水部の役割により 防災活動を行う	4役（会長 副会長 会計 監査）・広報部・防火部・ 避難所運営を町・施設管理者・自主防災組織が協働して行う		
ステップ1	●	●		●	19ページ	低 ↓ 高
ステップ2	●		●	●	20ページ ～ 21ページ	

■ステップ1

- ①住民が隣近所の安否確認を行う。状況により初期消火・救出救護などを行う
- ②自主防災組織役員（自治会役員）を中心に地域全体で情報収集、初期消火、救出救護、避難誘導を行う

・まずは、住民が隣近所の安否確認をし、状況により初期消火・救出救護を行います。自身と隣近所の安否確認などを行った後に自主防災組織役員（自治会役員）を中心に地域全体で情報収集、初期消火、救出救護、避難誘導を行ってください。

■ステップ2

- ①住民が隣近所の安否確認を行う。状況により初期消火・救出救護などを行う
- ②4役（会長 副会長 会計 監査）、広報部、防火部、救出救護部、避難誘導部、給食給水部の役割により防災活動を行う

○災害発生直後

情報収集	広報部	・被害状況を見て回り、自主防災組織役員に連絡する。 各部から入手した情報を整理し記録する。
初期消火 出火防止	防火部	・火災を発見した場合は、大声で「火事だ」と叫び、周囲に知らせるとともに「119番」へ通報する。防火部を中心に周囲の人に協力を求め、消火活動が始める。 ・自主防災組織による消火は、火災の延焼防止が目的となる。無理はせず、消防署・消防団が到着したら、その指示に従う。
救出救護	救出救護部	・自治会内を巡回し、倒壊物などの下敷きになった人を資機材などを使用して救出にあたるほか、負傷者には応急手当を行い、「119番」へ通報する。
避難誘導	避難誘導部 (給食給水部)	・複数名で安否確認を行う。 ・特に避難行動要支援者の安否確認を行う。その際は、避難行動要支援者名簿を参考にする。 ・安全な避難経路で避難を呼びかける。(避難所は27・28ページ参照)。地域公民館を一時避難所と決定し、一時的な避難所とすることも良いでしょう。



○災害発生後（避難所開設後）

避難所運営	広報部 防火部 救出救護部 避難誘導部	避難所の運営は町、自主防災組織、施設管理者が協働で運営する。
給食給水 生活支援	給食給水部	避難所での食糧や飲料水などの救援物資の配布を行うほか、炊き出しを行う。 生活スペースやトイレの衛生管理などを行う。

自主防災組織活動記録

自主防災組織の活動をより充実させていくためには、自主防災組織自らによる自己評価が大切です。

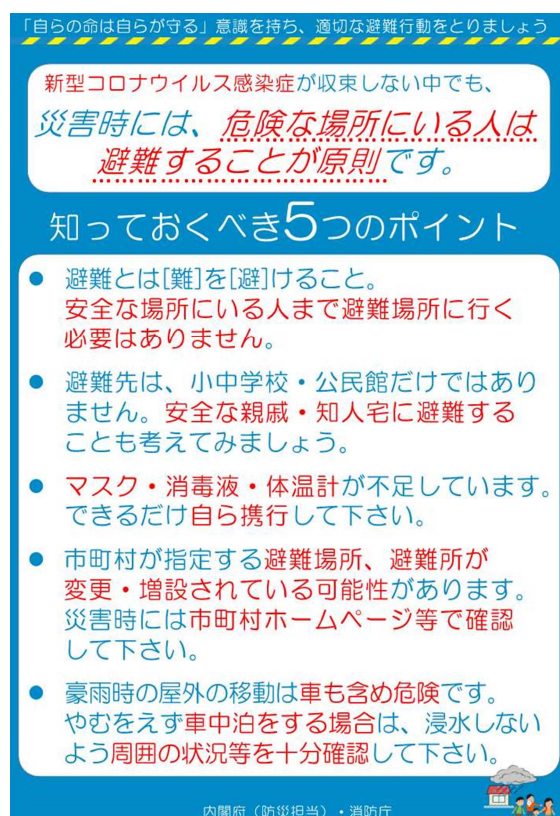
このため、災害時における活動内容を記録しておくとともに、自分たちの活動で良かったところ、問題点などを評価・総括し、今後の活動に向けて拡充すべき点や改善すべき点などを整理しておきましょう。

これらの記録と評価は、次の災害に向けての貴重な教訓となります。また、日頃の取り組みについても、記録をとっておくことが大切です。

4 避難行動

1 感染症について

- ・災害時、避難所においては、集団生活などにより、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎、インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染がまん延する可能性があります。
- ・町では、避難所を開設する場合には可能な限り、感染症対策や衛生環境の確保に努めますが、下記の内閣府のパンフレットなどを参考に、自主防災組織、住民の皆さまも避難所への避難の必要性、避難方法、携帯品（31ページ参照）などを事前に確認しておく必要があります。



内閣府パンフレット

2 避難について

避難所に避難することだけが「避難」ではありません

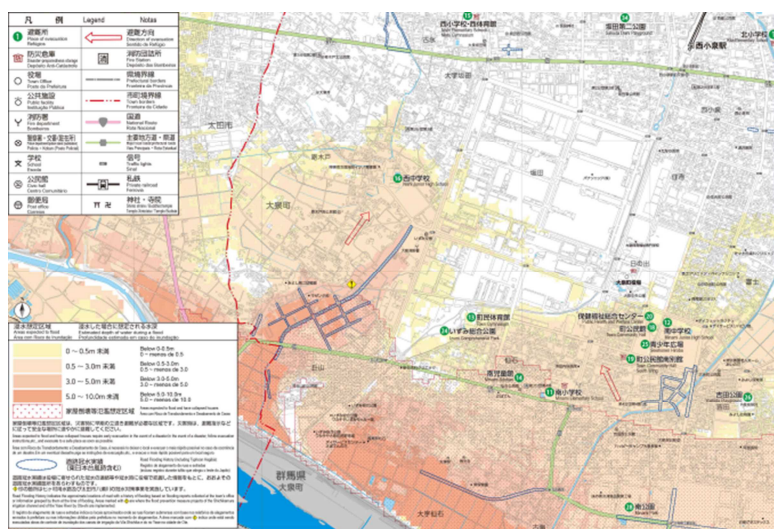
・「避難」とは、「難」を「避」けることであるため、**大雨時において、浸水の恐れがなく、自宅での安全確保が可能な場合は、あえて、避難所に行く必要はありません。**浸水想定区域外にお住まいで、ご自身で安全確保できる方は、在宅避難を基本とした避難行動をとってください。

・また、安全な親戚や友人宅などへの避難も検討する必要があります。お住まいの地域が浸水想定区域かの確認は「大泉町総合防災マップ」で確認してください。

■大泉町総合防災マップ（最新は2023年7月作成版）



表紙



洪水浸水想定区域図

5 活動事例紹介

・本町の自主防災組織で災害時に備えて、独自に活動をしている事例紹介です。

■大泉町南部南自主防災会（旧第 2 7 区）

○令和元年東日本台風（台風第 1 9 号）時の対応

台風上陸の朝に自治会 3 役・社協長・民生委員が集まり、一人暮らし高齢者を名簿でチェックして高齢者 2 名を午前中に避難所へ送った。また、町からの避難情報をうけ、自治会 3 役が自治会内を 3 エリアに分け、各隣組長へ電話などで避難情報を伝達し、組員へ連絡した。その後、自治会 3 役が自治会内を巡回し、避難所（文化むら）で待機をした。現在、自治会役員から各隣組長へ一斉連絡できる、連絡体制の構築を検討している。

■大泉町古海西防災会（旧第 2 0 区）

○令和元年東日本台風（台風第 1 9 号）時の対応

自治会役員などが公民館で待機し、情報収集などを行った。また、自治会役員が一人暮らしの高齢者へ避難について電話連絡した。しかしながら、連絡はしたが、避難を希望する方はいなかった。

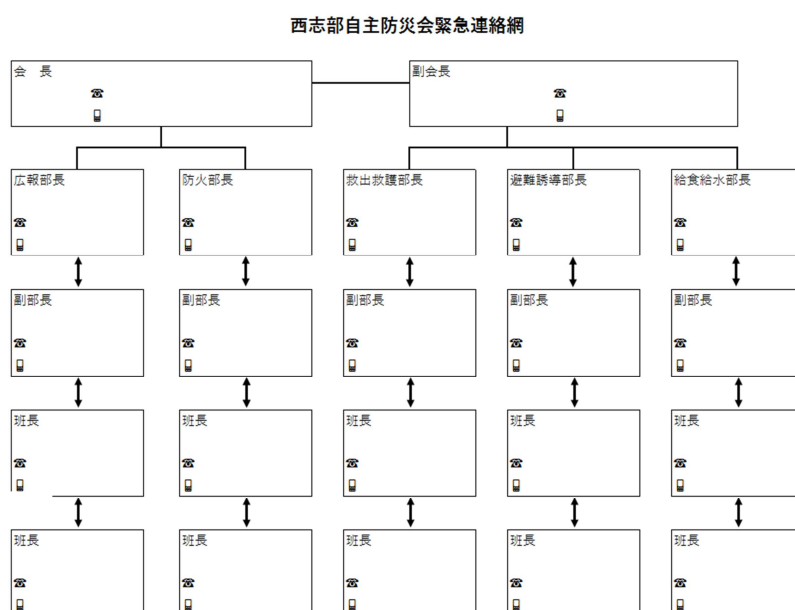
■大泉町西志部自主防災会（旧第２９区）

○自治会員の安否を把握するシステム構築

災害時に自治会役員が自治会員の安否を把握するシステム構築を進めている。各隣組の中から３世帯～６世帯で構成する班を編成し、災害時は、班長が各世帯の安否状況を隣組長へ連絡し、隣組長が自治会役員へ連絡することで、自治会は全自治会員の安否を確認できる。組織および連絡体制は下記のとおりとなります。



西志部自主防災会組織図



- 注意事項 1. 災害発生の対応のため以外に使用は不可
2. 個人情報であり、守秘義務の遵守
3. 高齢 = 65 歳以上の高齢者、要支 = 支援、補助が必要
4. 未就 = 未就学児、小中 = 小中学生

隣組	班	氏名	人数	高齢	要支	未就	小中	隣組	班	氏名	人数	高齢	要支	未就	小中
2-1	1							7-1	1						
	2								2						
	3								3						
3	1							9	1						
	2								2						
	3								3						
6	1							給食給水部	1						
	2								2						
	3								3						

西志部自主防災会名簿（抜粋）

川崎市の自主防災組織で前ページの西志部自主防災会（旧第 29 区）と同様な活動を行っている事例紹介です。

■かりがね台自治会（川崎市多摩区）

○20 世帯を一つの班に分割し、班単位で支援できる体制整備

災害時にすぐに対応できるよう、地域を概ね 20 世帯を一つの班に分割し、班単位で避難行動要支援者名簿に掲載されている方を支援している。支援する方を避難行動要支援者名簿に掲載されている登録者に応じて、5～9 名程度選定する。自治会役員と民生委員が連携して、初回訪問や定期訪問をし、支援する方も可能な範囲で訪問等を実施しています。

6 資料編

1 避難所一覧

No.	施設名	住所	洪水	地震	優先的 開設避難所
1	北小学校	城之内 1 - 2 1 - 1	○	○	○
2	北中学校	城之内 2 - 2 4 - 1	○	○	○
3	北児童館	中央 3 - 5 - 2 3	○	○	
4	老人福祉センター	西小泉 5 - 6 - 1	○	○	
5	県立大泉高等学校	北小泉 2 - 1 6 - 1	○	○	
6	東小学校	朝日 3 - 7 - 1	○	○	○
7	洋泉興業大泉町文化むら	朝日 5 - 2 4 - 1	○	○	○
8	東児童館	朝日 3 - 6 - 1	×	○	
9	東朋産業いずみの杜	朝日 4 - 7 - 1	×	○	
10	県立西邑楽高等学校	朝日 2 - 3 - 1	×	○	
11	南小学校	仙石 2 - 1 - 1	○	○	○
12	南中学校	吉田 2 4 6 5	○	○	○
13	町民体育館	仙石 3 - 2 2 - 1	×	○	
14	南児童館	仙石 2 - 1 0 - 1 0	×	○	
15	西小学校・西体育館	古氷 1 0 6 - 1	○	○	○
16	西中学校	寄木戸 5 3 3	○	○	○
17	西児童館	坂田 4 - 2 3 - 1	○	○	
18	町公民館	吉田 2 4 6 5	○	○	
19	町公民館南別館	吉田 2 0 1 1 - 1	○	○	
20	保健福祉総合センター	吉田 2 4 6 5	○	○	
21	地域活動支援センター	城之内 1 - 2 2 - 1	○	○	

・浸水想定区域内に立地している施設においても想定水位以上の高さに避難者を受け入れる部分がある施設（２階以上等）は洪水時の受入れ可としています。

・町内小中学校及び洋泉興業大泉町文化むらの８箇所を優先的に開設する避難所に指定しています（ただし、災害の状況等に応じて開設する避難所は決定します）。町ホームページ、安全・安心メール等で避難所の開設状況をお知らせします。

2 町からの情報伝達手段

1 防災行政無線

町内には５３か所の防災行政無線の屋外子局を設置しています。

なお、防災行政無線で放送した内容は、通話料無料のテレホンサービスで確認することができます。



防災行政無線無料テレホンサービス

０１２０－３１３－１４１

※つながらない場合は、０２７６－６１－０５００（有料）

2 安全・安心メール（登録制）

登録者の携帯電話やパソコンに災害情報などをメールで配信するサービスです。携帯電話からは下記の QR コードから登録の申込みができます。



3 電話配信サービス（登録制）

災害などに関する緊急情報を音声メッセージで携帯電話や固定電話に発信するサービスです。登録は安全安心課への申込が必要です。

4 町ホームページ、X(旧ツイッター)、フェイスブック、 町公式 LINE

5 緊急速報メール（ドコモ・au・ソフトバンク・楽天モバイル）

6 広報車（役場、消防署、消防団）

7 VACAN

避難所の開設状況や混雑状況（「満」「混雑」「やや混雑」「空いています」の4段階でお知らせ）をリアルタイムでお知らせいたします。下記の QR コードからアクセスできますので、ご活用ください。



※また、テレビやラジオなどからも情報収集しましょう。

3 連絡先一覧

■災害対策活動拠点

No.	名称	電話番号	住所
1	大泉町役場	6 3 - 3 1 1 1	日の出 5 5 - 1

■消防

No.	名称	電話番号	住所
1	大泉消防署	6 2 - 3 1 1 9	寄木戸 6 1 4 - 1
2	大泉消防署城之内出張所	6 3 - 2 1 1 9	城之内 2 - 2 5 - 2
3	太田市消防本部	3 3 - 0 1 1 9	太田市鳥山下町 409-1

■警察

No.	名称	電話番号	住所
1	大泉警察署	6 2 - 0 1 1 0	朝日 2 - 2 7 - 1
2	いずみ交番	6 3 - 6 6 6 9	寄木戸 6 1 4 - 1
3	西小泉駅前交番	6 3 - 8 1 1 0	西小泉 3 - 2 0 - 1 1

4 家庭での非常時用備蓄品の準備

■飲料水（3日分：1人1日3リットルを目安に）

- ・飲料水
- ・貯水したタンクなど



■非常食品（3日分）

- ・お米（アルファ米も便利）
- ・缶詰、レトルト食品
- ・梅干し、調味料など
- ・ドライフーズ、チョコレート、アメなど



■燃料

- ・卓上コンロ
- ・ガスボンベ
- ・固定燃料



■その他

- ・毛布、寝袋、洗面用具、スリッパなど
- ・調理器具（なべ、やかんなど）
- ・バケツ、各種アウトドア用品など
- ・着替え、ラジオ、モバイルバッテリー



※大泉町総合防災マップより抜粋



自主防災組織活動ガイドライン

お問い合わせ先

大泉町総務部安全安心課

〒370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

TEL：0276-63-3111

FAX：0276-63-3921